

■「購買行動データ利活用に係る調査検討業務」に係る企画提案公募QA

※令和5年9月15日（金曜日）開催の説明会での質疑応答（1～5）についても掲載

No	質問内容	回答
1	「既存のデジタル通貨システム」と「デジタル通貨」の違いとは如何。 また、「既存のデジタル通貨システム」にはクレジットカード等も含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「既存のデジタル通貨システム」は既存の電子プリペイドカード式等の電子決済システム、「デジタル通貨」は当該デジタル通貨システムによって発行されるポイント等としている。詳細は仕様書1ページを記載のとおり。</li> <li>・具体的にどのようなものを用いて提案するかについて、特に限定するものではないが、どのようなものが用いられているかについては、事業遂行能力のほか、企画内容に係る審査対象となる。</li> </ul>
2	デジタル通貨の発行主体は提案者でなければならないか。大阪府を発行主体としてもよいのか。	発行主体について提案内容を制限するものではないが、どのような者を発行主体とするかについては、事業遂行能力のほか、企画内容に係る審査対象となる。
3	公募要領P 6（2）審査基準「企画内容①」・1つめ下から2行め「協力事業者は3者以上であることが望ましい」旨の記載があるが、これらは共同企業体または再委託先に含めるべきものか否か。	公募要領P 6に記載の「協力事業者」について共同企業体または再委託先に含める必要はないと考えているが、これらを共同企業体または再委託先に含めるか否かについては、事業遂行能力のほか、企画内容に係る審査対象となる。
4	複数の者で提案する場合は提案主体を共同企業体とするべきか、再委託とするべきか。	共同企業体とするべきか、再委託とするべきかは提案に委ねられるべきところ。なお、事業実施主体をどのようなものとするかについては、事業遂行能力のほか、企画内容に係る審査対象となる。また、再委託については、仕様書P 5に記載のとおり特定の場合を除いて原則禁止とし、同但書に当たる場合は、事前の府の承認を要するものとしているものであり、この点、留意されたい。
5	共同企業体で応募した場合、契約は構成員すべてと契約手続きを交わすことになるのか。	共同企業体に係る契約は、公募要領様式6第7条のとおり、代表者の権限に服するものとなる。

No	質問内容	回答
6	共同企業体として応募する場合、公募要領様式5「共同企業体届出書」及び様式6「共同企業体協定書（写し）」について、「印」の表示がないため、これらへの押印は代表構成員のものも含めて、不要と考えてよいのか。	お示しのとおり。
7	共同企業体として応募する場合、公募要領P4 キ～サ（法人登記簿謄本他）は、代表構成員のもののみを提出すればよいのか。	公募要領P4 キ～サ（法人登記簿謄本他）について、代表構成員のみならず、構成員全てのものを提出していただくことが必要。
8	仕様書P2「デジタル通貨の流通によって得られる観光客等の購買行動に係るデータであって個人情報を含まないもの（以下「購買行動データ」という。）を協力事業者が当該購買行動データに基づく商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元すること。」について、受託者は単に購買行動データを提供するだけでよいとの理解でよいのか。	否。「協力事業者が当該購買行動データに基づく商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態」で「還元すること」を求めている。具体的な「状態」や「還元」の手法等については、企画内容等に係る審査対象となる。
9	公募要領様式4「業務実績申告書」について、コンソーシアム及び共同実施者の一員として受託した実績も含むものと理解してよいのか。	否。府は、事業者が単独で又は、当該コンソーシアムそのもの又は当該共同実施者そのものが、受託したものを業務実績としている。
10	仕様書P2「デジタル通貨の流通によって得られる観光客等の購買行動に係るデータであって個人情報を含まないもの（以下「購買行動データ」という。）を協力事業者が当該購買行動データに基づく商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元すること。」について、レポート形式の還元でもよいのか。	購買行動データを協力事業者の商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元させるため、レポート形式による還元が事業要件を満たさないことはないが、当該レポートをどのようなものとするか等については、企画内容等に係る審査対象となる。

No	質問内容	回答
11	審査基準「複数の既存のデジタル通貨システムを活用する提案となっているか。」は、デジタル通貨を発行するために複数のシステム（ユーザー向けアプリ、協力事業者向け管理画面など）を活用するという認識でよいか。	お示しのとおり。
12	公募要領P6「7 審査の方法」について、選定委員会の構成（専門分野・人数など）を教えてください。	選定委員会の構成は、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」4（2）のとおり示している。また、選定委員会委員の氏名及び選任理由は、公募要領P7に記載のとおり、契約交渉の相手方が決定した後に、府ホームページにおいて公開する。
13	公募要領様式4「事業実績申告書」について、「同種同規模」との記載が、具体的な指定があるのか。	少なくとも、デジタル通貨システムの供用、デジタル通貨の流通等、購買行動データの事業者等への提供のいずれかの事業実績が同種のものに当たると想定しているところ。なお、公募要領P4記載のとおり令和2年9月1日以降に業務を完了した事業であるものとしている。